

各都道府県下水道担当部局長 宛
各政令指定都市下水道担当部局長 宛
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長
(公印省略)

標準下水道条例の改正について

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 25 条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例(昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号。以下「標準条例」という。)について、別紙のとおり改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、適切に対応するとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

一 第 6 条の 2 及び第 6 条の 4 関係

現在、政府においては、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会)に基づき、常駐・専任規制((物理的に)常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1 人 1 現場の紐付け等)を求めている規制)等のアナログ規制の見直しを行っている。

標準条例第 6 条の 4 第 1 項においては、指定工事店は営業所ごとに排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を専属させることを義務付けているところ。これはアナログ規制の一つである常駐・専任規制に該当することから、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、責任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者に見直すとともに、市町村は責任技術者の営業所の兼務状況等を確認した上で、同一の都道府県の区域内における営業所について兼任することを妨げないこととする。

二 第 10 条関係

下水道法第 12 条の 11 第 1 項(同法第 25 条の 30 において準用する場合を含む。)においては、下水道管理者は継続して下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。)第 9 条の 10 に規定する基準に適合しない下水及び令第 9 条の 11 に規定する基準に従い条例で定める基準に適合しない下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなけ

ればならない旨を定めることができることとされており、標準条例第10条において、当該条例の規定の例を定めているところ。

今般、令第9条の10に規定する基準のうち、六価クロム化合物に関する基準（令第9条の4第1項第5号及び第9条の10第3号）については、下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号。以下「改正令」という。）により、基準の強化がなされた。

また、令第9条の11に規定する基準のうち、条例により当該公共下水道又は流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められた項目（大腸菌群数を除く。）に関する基準（同条第1項第6号）については、改正令により、大腸菌数を除く当該項目に関する基準に改正された。

これを踏まえ、改正令による改正後の基準に適合するよう、除害施設の設置等に係る基準のうち、六価クロム化合物に係るものを改正後の令第9条の4第5号と同一の基準とし、条例により当該公共下水道又は流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められた項目（大腸菌群数を除く。）に関するものについては、改正後の令第9条の11第1項第6号と同一である大腸菌数を除く当該項目に関する基準に改正する。

なお、改正令による令第9条の4第5号の改正の施行日は令和6年4月1日、令第9条の11第1項第6号の改正の施行日は令和7年4月1日であるため、条例の改正にあたってはその施行日に留意されたい。

三 その他

その他関係法令の規定に合わせ、所要の改正を行う。